

長野広域連合広域計画策定委員会委員 名簿

氏名	役職名等	推薦地域
委員長 松岡 英子	国立大学法人信州大学 名誉教授	圏域全体
副委員長 黒田 和彦	前長野市副市長	圏域全体
岩淵 道男	岩淵道男公認会計士事務所 所長	圏域全体
沖 弘宣	前飯綱町社会福祉協議会 事務局長	上水内地域
金井 三平	ながの環境パートナーシップ会議 代表理事	長野市
高野 登	人とホスピタリティ研究所 代表	圏域全体
手塚 里子	小川村民生児童委員協議会 主任児童委員	上水内地域
中澤 聖子	NPO 法人エリアネット更埴理事長	更埴地域
中村 英三	公立大学法人長野大学学長	圏域全体
堀込 祐子	小布施町民生児童委員協議会 副会長	須高地域
吉沢 正	長野地域振興局長	圏域全体

(敬称略)

高齢者福祉施設等在り方検討分科会委員 名簿

氏名	役職名等	推薦地域
座長 中村 英三	長野広域連合広域計画策定委員会委員	圏域全体
副座長 沖 弘宣	”	上水内地域
岩淵 道男	”	圏域全体
手塚 里子	”	上水内地域
堀込 祐子	”	須高地域
篠原 長久	長野県健康福祉部介護支援課 課長	—
伊達 博巳	坂城町福祉健康課 課長	—
花立 勝広	長野市保健福祉部地域包括ケア推進課 課長	—
依田 元一	長野市保健福祉部高齢者活躍支援課 課長	—

(敬称略)

## 長野広域連合広域計画策定委員会条例

平成12年5月1日条例第31号

(設置)

第1条 長野広域連合規約(平成12年3月30日長野県指令11地第1360号)第5条に規定する広域計画を策定するため、長野広域連合広域計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、広域連合長の諮問に応じ、広域計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他広域連合長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、広域計画策定の終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員が互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書記)

第7条 委員会に、書記若干人を置き、長野広域連合事務局職員のうちから広域連合長が任命する。

2 書記は、委員長の命を受けて委員会の所掌事務に従事する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年7月30日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 長野広域連合高齢者福祉施設等在り方検討分科会設置要綱

(設置)

第1条 長野広域連合広域計画(以下「広域計画」という。)の策定に当たり、長野広域連合が運営する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター及び在宅介護支援センター(以下「高齢者福祉施設等」という。)の運営について、専門的に調査を行うため、長野広域連合広域計画策定委員会条例(平成12年5月1日条例第31号)第8条の規定により、長野広域連合広域計画策定委員会(以下「委員会」という。)の下に、長野広域連合高齢者福祉施設等在り方検討分科会(以下「分科会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 分科会は、委員会の付託に応じ、高齢者福祉施設等在り方に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 分科会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 委員会委員のうち5人
- (2) 高齢者福祉施設等が所在する関係市町の担当課長3人
- (3) 長野県健康福祉部介護支援課長

(任期)

第4条 委員の任期は、広域計画策定の終了するまでの間とする。

(座長及び副座長)

第5条 分科会に座長及び副座長各1人を置き、委員が互選する。

2 座長は、分科会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 分科会の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、長野広域連合事務局総務課が行う。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

## 長野広域連合 広域計画策定会議要綱

(設置)

第1 長野広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）の策定に当たり、関係市町村間との総合的な調整を行うため、長野広域連合広域計画策定会議（以下「会議」という。）を置く。

(任務)

第2 会議の任務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 広域計画案の策定に関すること。
- (2) 広域計画策定に係る総合調整に関すること。

(組織等)

第3 会議は、会長、副会長及び委員で組織する。

2 会長は長野広域連合（以下「広域連合」という。）の副広域連合長を、副会長は広域連合関係市町村副市町村長会の副会長を、委員は関係市町村の副市町村長を充てる。

(会長の職務等)

第4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(部会)

第6 会議には、部会を置くことができる。

2 部会は、部会長、副部会長及び部会員で組織する。

3 部会長及び副部会長は、部会員の互選とする。

4 部会員は、関係市町村の長が指名した当該市町村の担当課長及び広域連合事務局の担当課長を充てる。

(庶務)

第7 会議の庶務は、広域連合事務局総務課が行う。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

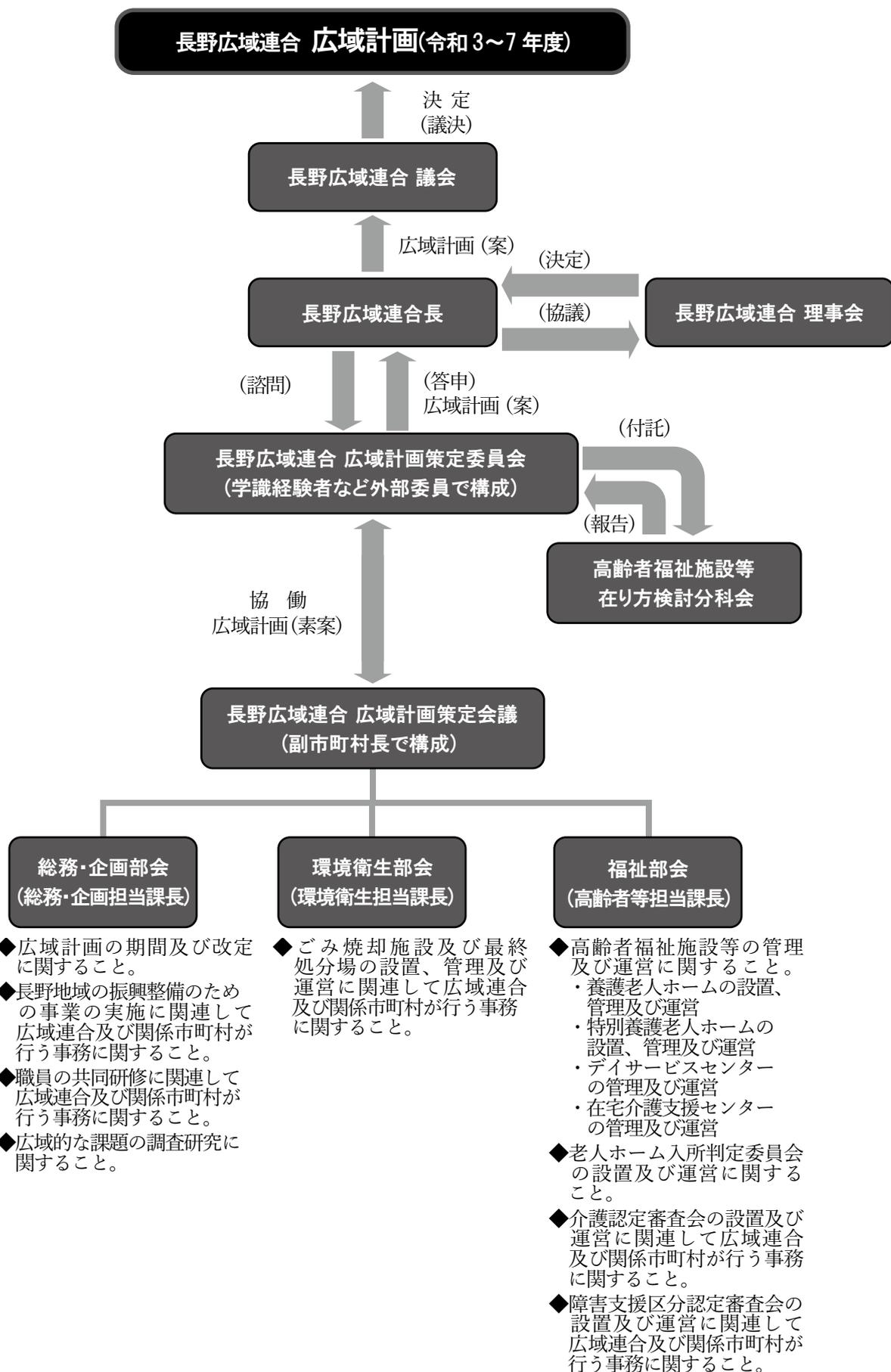
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 長野広域連合広域計画の策定経過

年 月 日	会 議 名	内 容		
令和2年	1月30日	広域計画策定会議（第1回）	策定方針・体制・スケジュールの協議	
	2月3日	理事会	策定方針・体制・スケジュールの決定	
	4月23日	広域連合議会4月臨時会	策定方針・体制・スケジュールの報告	
	5月21日 （書面開催）	第1回広域計画策定委員会	委員委嘱、正副委員長選出、諮問 在り方検討分科会へ付託、正副座長選出、今後の進め方ほか	
		第1回高齢者福祉施設等在り方検討分科会 （以下「在り方検討分科会」という。）		
	5月25日	環境衛生部会（第1回）	部会長の選出 「経緯」「現状と課題」について事務局 案説明	
	6月26日	福祉部会（第1回）（書面開催）	部会長の選出 「現状と課題」について（資料提示）	
	7月2日	第2回①在り方検討分科会	施設の現状把握 ・矢筒荘 ・小布施荘	
	7月3日	第2回②在り方検討分科会	施設の現状把握 ・松寿荘（養護・特養） ・豊岡荘	
	7月7日	総務・企画部会（第1回）	部会長の選出 「経緯」「現状と課題」「今後の方針と 施策」について事務局案説明・協議	
	7月10日	第2回③在り方検討分科会	施設の現状把握 ・久米路荘 ・はにしな寮	
	7月17日	福祉部会（第2回）	「経緯」「現状と課題」について事務局 案説明・審議	
	8月6日	広域計画策定会議（第2回）	策定状況の報告	
	8月24日	広域連合議会8月臨時会	進捗状況の報告	
	8月28日	環境衛生部会（第2回）	「今後の方針と施策」について説明・協議	
	9月17日	第2回広域計画策定委員会	「経緯」「現状と課題」「今後の方針と 施策」について説明・審議	
		第3回在り方検討分科会	報告書（素案）について 「今後の方針と施策」について審議	
	10月2日	福祉部会（第3回）	「経緯」「現状と課題」「今後の方針と 施策」について説明・審議	
	10月8日	第4回在り方検討分科会	報告書（案）について	
		第3回広域計画策定委員会	広域計画（素案）について審議	
	10月27日	広域計画策定会議（第3回）	広域計画（素案）について報告・協議	
	11月2日	理事会	広域計画（素案）について報告・協議	
	11月16日	広域連合議会定例会	広域計画（素案）の報告	
	11月18日 ～12月7日	広域計画（素案）についてパブリック・コメント（住民からの意見募集）実施		
	令和3年	1月14日	広域計画策定会議（第4回）	広域計画（案）の報告・協議
		1月15日	第4回広域計画策定委員会	広域計画（答申案）審議
		1月19日	広域連合長への答申	広域計画（案）を答申
1月25日		理事会	広域計画（案）の報告・協議・決定	
2月5日		広域連合議会定例会	広域計画（案）の審議・「広域計画」 議決	

# 長野広域連合広域計画の策定体制



# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGsは「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略で、2030年までに「持続可能な社会」を実現するための世界共通の目標です。すべての国において、多様な主体（政府・自治体・企業・NGO・NPO・大学・研究機関など）が連携・協働して取り組むことにより、経済・社会・環境の3側面をバランスよく向上させ、「誰一人取り残さない」社会を実現するため169のターゲットを示し、以下の17のゴールに区分しています。



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活確保し、福祉を促進する



すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する



ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う



すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する



強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



各国内および各国間の不平等を是正する



包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市および人間居住を実現する



持続可能な生産消費形態を確保する



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を防止する



持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する